

平成28年8月1日から

介護休業手当金の支給日額の上限が変更されます。

共済組合から支給する介護休業手当金は支給日額の上限が設けられております。
このたび、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、支給日額の上限が平成28年8月1日より、支給日額の上限が以下のとおり遡及して変更となりましたのでお知らせします。

	変更後	変更前
介護休業手当金	14,207円	12,927円

☆ 支給日額の上限を超える標準報酬月額 470,000円以上